

事務連絡  
令和4年3月4日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する  
サービス継続支援事業に係るQ&A(追加)の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、今般、別添のとおりQ&Aを追加しましたので送付いたします。貴自治体において本事業の運営に御活用していただければと存じます。

また、事業所等が提出する申請書や添付書類について簡素化を図るなど、事業所等の負担軽減に御配慮いただきますようお願いいたします。

引き続き、本事業の適切な運用に御協力いただきますようお願い申し上げます。

(参考) 本事業に係る厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00316.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00316.html)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A 集（令和4年3月4日追加）

No	質 問	回 答
1	実施要綱別添1の「割増賃金・手当」について、水準や上限額の定めはあるか。例えば居宅介護事業所において1回の居宅介護の提供に係る職員の給料と同程度の水準とすることや、施設・事業所や職員の事情に応じて1人1日1000円から3000円などとすることは可能か。	手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものである必要があります。ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えないと考えます。
2	実施要綱別添1の「割増賃金・手当」について、所要額が基準額を上回る場合でも補助対象と認められるか。	補助の要件を満たした上で、国に協議（個別協議）し、承認を受けた場合、基準額を上回る場合でも補助対象と認められます。
3	対象施設・事業所の要件である感染者の発生や濃厚接触者への対応について、感染者や濃厚接触者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、施設・事業所から当該証明書の提出を求める必要があるか。	医療機関や保健所からの証明書の提出は必要とはしておりません。（例えば、事業所等から感染や濃厚接触者となった経緯等の簡単な報告を求めることにより確認を行っている例があります）